

電気供給約款<四国電力エリア【高圧】> 新旧対照表

(下線部分が変更箇所)

旧	新
<p>第3条 定義</p> <p>(14) 一般送配電事業者</p> <p><u>四国電力株式会社</u>（事業の全部の譲渡，合併または会社分割（一般送配電事業の全部を承継させるものに限ります。）によって一般送配電事業を承継することについて，電気事業法にもとづく認可を受けてこの一般送配電事業を承継した者を含みます。）をいいます。</p>	<p>第3条 定義</p> <p>(14) 一般送配電事業者</p> <p><u>四国電力送配電株式会社</u>（事業の全部の譲渡，合併または会社分割（一般送配電事業の全部を承継させるものに限ります。）によって一般送配電事業を承継することについて，電気事業法にもとづく認可を受けてこの一般送配電事業を承継した者を含みます。）をいいます。</p>
<p>第8条 電力供給契約の成立</p> <p>(2) 当社は，法令，電気の供給状況，当社の供給力確保状況，料金その他の債務の支払状況（既に終了しているものを含む当社とお客さまとの他の契約の料金その他の支払債務を，支払期日を経過してなお支払われない場合を含みます。），お客さまが本約款の内容を承諾していただけない場合，一般送配電事業者の託送供給等約款に定める事項にご協力いただけない場合，その他やむをえない場合には，お客さまの申込みの全部または一部をお断りすることがあります。この場合は，当社は，お客さまに対し，その理由をお知らせいたします。</p>	<p>第8条 電力供給契約の成立</p> <p>(2) 当社は，法令，電気の供給状況，当社の供給力確保状況，料金その他の債務の支払状況（既に終了しているものを含む当社とお客さまとの他の契約の料金その他の支払債務を，支払期日を経過してなお支払われない場合を含みます。），お客さまが本約款の内容を承諾していただけない場合，一般送配電事業者の託送供給等約款に定める事項にご協力いただけない場合，<u>供給契約の申込みがお客さま本人の意思にもとづくものと確認できない場合</u>，その他やむをえない場合には，お客さまの申込みの全部または一部をお断りすることがあります。この場合は，当社は，お客さまに対し，その理由をお知らせいたします。</p>

<p>第 15 条 料金</p> <p>(1) 料金を算定するため、予定される最大需要電力、力率、年間使用電力量、月間使用電力量、最大および最小の日負荷電力量、休日予定日、その他当社が電気供給をするうえで必要となる情報をあらかじめ提出していただきます。</p> <p>(追加)</p>	<p>第 15 条</p> <p>(1) 料金を算定するため、予定される最大需要電力、力率、年間使用電力量、月間使用電力量、最大および最小の日負荷電力量、休日予定日、その他当社が電気供給をするうえで必要となる情報をあらかじめ提出していただきます。<u>なお、あらかじめ提出された情報と電気の使用状態が著しく異なる場合は料金の変更を含め、別途、協議させていただきます。</u></p>
<p>(3) 料金は、<u>基本料金にその 1 月の使用電力量によって算定した従量料金を加えたものとし、契約電力が当初契約と異なる場合はそれぞれ、第 27 条に定める金額を申し受けます。また、事前にいただいた情報と電力使用量が著しく異なる場合は料金の変更を含め、別途、協議させていただきます。</u></p> <p>(追加)</p>	<p>(3) 料金は、<u>基本料金、従量料金および附則 2 (再生可能エネルギー発電促進賦課金) (3) によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。</u></p> <p><u>ただし、従量料金は、附則 1 (燃料費調整) (1)イによって算定された平均燃料価格が 26,000 円を下回る場合は、附則 1 (燃料費調整) (1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、附則 1 (燃料費調整) (1)イによって算定された平均燃料価格が 26,000 円を上回る場合は、附則 1 (燃料費調整) (1)ニによって算定された燃料費調整額を加えたものとし</u> <u>ます。</u></p>
<p>第 24 条 料金その他の支払方法</p> <p>(追加)</p>	<p>第 24 条 料金その他の支払方法</p> <p>(7) 料金については、<u>当社は、当社に特別の事情がある場合で、あらかじめお客さまの承諾をえたときには、(1)にかかわらず、当社の指定する支払期ごとに支払っていただくことがあります。</u></p>
<p>(追加)</p>	<p>(8) 料金については、<u>当社は、あらかじめお客さまの承諾をえたときには、(1)にかかわらず、当社の指定する支払方法で支払っていただくことがあります。ただし、詐欺や不正な手段により当社に損害が発生するおそれがある場合は、あらかじめお客さまの承諾をえることを要しません。</u></p>

<p>第 43 条 当社による解約</p> <p>(2) お客さまが、<u>第 9 条(2)による通知をされないで、その需要場所から移転され、電気を使用されていないことが明らかな場合には、一般送配電事業者が供給を終了させるための処置をおこなった日に電力供給契約は終了するもの</u>といたします。</p> <p>(追加)</p>	<p>第 43 条 当社による解約</p> <p>(2) お客さまが、<u>次のいずれかに該当する場合には、一般送配電事業者が供給を終了させるための処置をおこなった日に電力供給契約は終了するもの</u>といたします。</p> <p>イ <u>第 9 条(2)による通知をされないで、その需要場所から移転され、電気を使用されていないことが明らかな場合</u></p> <p>ロ <u>自らもしくは第三者を利用した、詐術、暴力的行為、脅迫的言辞または法的な責任をこえた不当な要求等の行為があった場合</u></p> <p>ハ <u>偽計もしくは威力を用いて当社の業務を妨害し、または信用を棄損する行為があった場合</u></p> <p>ニ <u>その他電力供給契約の継続の意思がないことが明らかな場合</u></p>
<p>本約款は、<u>令和元年 10 月 1 日</u>から実施いたします。</p>	<p>本約款は、<u>令和 2 年 4 月 1 日</u>から実施いたします。</p>